

三田市印鑑条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条 省略 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条 省略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略 (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合)は、氏名及び通称</u></p> <p>(5)～(7) 省略</p> | <p>第1条 省略 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条 省略 (登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13</u>に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条 省略 (印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合)は<u>氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)は氏名及び当該通称</u></p> <p>(5)～(7) 省略</p> |

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第7条～第10条 省略

(印鑑登録の消除)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したため、登録している印鑑が第4条第1項の規定に該当したとき。

(4)～(7) 省略

以下省略

(8) 外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第7条～第10条 省略

(印鑑登録の消除)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したため、登録している印鑑が第4条第1項の規定に該当したとき。

(4)～(7) 省略

以下省略